

上場企業における「女性の活躍状況」
に係る情報開示について

平成26年3月14日

金融庁

「成長戦略進化のための今後の検討方針」(平成26年1月20日産業競争力会議決定)抜粋

I. 働く人と企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境の実現

1. 女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための働き方改革

① 「女性が輝く日本」の実現

企業における意思決定層への女性の登用を促進するため、役員・管理職への登用に関する目標設定の奨励や、有価証券報告書等を通じた情報開示の促進を含め、所要の方策について検討する。

● 「有価証券報告書」における記載

- 上場企業等には、「有価証券報告書」を提出し、財務諸表その他の投資に必要な情報を開示するという金融商品取引法に基づく義務が課せられている。
「有価証券報告書」に不開示や虚偽記載があれば刑事罰や課徴金の対象となる。
- 女性役員の比率（人数）の情報開示を「有価証券報告書」を通じて促進することについて、作成者を始め関係者の理解を得ながら、検討を進めてまいりたい。

● 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における記載

- 上場企業には、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出し、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、体制の状況等に関する情報を開示するという各金融商品取引所の規則に基づく義務が課せられている。
- 平成25年4月18日、各金融商品取引所が当該報告書の「記載要領」を改訂。
 - ⇒ 取締役会、監査役会、経営会議等の男女別構成等を記載することが考えられる旨が明記された。
- 記載要領改訂後の初年度において、男女別構成等の記載があったのは17.6%（内閣府調査）に留まっており、今後、金融庁としても、金融商品取引所や内閣府と協力して、記載の促進に向けた対応を議論してまいりたい。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の具体的な開示例(抜粋)

例:A社

<取締役会および委員会について>

(略)当社の取締役会は、(中略)11名(うち、社外取締役6名。なお、男女別構成比は男性10名、女性1名)で構成され、外部の視点を重視した監督のもとで、透明性の高い経営の実践を志向しております。

例:B社

<取締役および監査役等のダイバーシティ>

当社の取締役および監査役は、業務執行の監督と重要な意思決定をするために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが必要であると考えています。(中略)さらに、重要な意思決定に際し、取締役および監査役のダイバーシティ(多様性)が担保されていることが重要です。(中略)女性の価値観・発想は特に重要であり、取締役、監査役および業務執行を担う執行役員に女性が入ることも重要であると考えています。

- ・取締役(9名):男性8名、女性1名(2013年6月25日現在)
- ・監査役(5名):男性3名、女性2名(2013年6月25日現在)
- ・執行役員(取締役を兼務していない者)(9名):男性8名、女性1名(2013年6月25日現在)

例:C社

(3)執行役・経営会議

執行役は取締役会の決定した基本方針に基づき具体的な業務執行を行います。執行役の員数は13名(男性12名・女性1名)であります。経営会議は、代表執行役社長が具体的な業務執行上の意思決定をするための審議機関であります。経営会議のメンバーは、役付執行役、財務部、経理部、事務統括部担当執行役、人事部、総務／法務部担当執行役、グループ監査室担当執行役および議案上程部門・関連部門の執行役で構成しており、経営会議のメンバーのうち1名は女性であります。